

監物台樹木園運營業務請負契約書（案）

監物台樹木園運營業務について、発注者 支出負担行為担当官 九州森林管理局長 ○○○○と請負者 ○○○○は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の事項により契約を締結する。

この契約の証しとして本書 2 通を作成し、双方記名押印のうえ各自その 1 通を保有する。

令和 年 月 日

(発注者) 住 所 熊本県熊本市西区京町本丁 2 - 7
氏 名 支出負担行為担当官
九州森林管理局長 ○○○ ○○○ 印

(請負者) 住 所 ○○○○○○○○○
氏 名 ○○○ ○○○ 印

(契約の主要事項)

第 1 条 この契約の主要事項は次のとおりとする。

- (1) 業 務 名 監物台樹木園運營業務
- (2) 履 行 場 所 熊本市中央区二の丸 4 - 1 監物台樹木園
- (3) 契 約 金 額 ￥. -
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥. -円)
- (4) 業 務 内 容 別紙仕様書のとおり
- (5) 履 行 期 間 契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 30 日まで
- (6) 支 払 場 所 九州森林管理局
- (7) 契 約 保 証 金 免除

(条件の変更等)

第 2 条 事業の実施に当たり、仕様書等（図面、仕様書をいう。以下同じ。）に示された実施条件と実際の事業現場が一致しない場合は、その取扱いについて発注者と請負者とが協議して定めるものとする。

(給付の方法)

第 3 条 請負者は、別紙仕様書に基づいて業務を行う。
ただし、特に必要と認めて発注者（発注者の命じた職員を含む）が指示した場合はこれに従わなければならない。

(発注者の指示)

第 4 条 請負者は、この契約の履行について疑義を生じたときは発注者の指示に従うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第 5 条 請負者は、この契約により生ずる権利又は義務を書面による発注者の承諾を得ずに第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会法（昭和 28 年法律第 196 号）に基づき設立された信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律 105 号）第 2 条第 3 項に規定する特定目的会社、

信託業法（平成 16 年法律第 154 号）第 2 条第 2 項に規定する信託会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条の 2 に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあつては、この限りではない。

- 2 請負者がこの契約により行うこととされたすべての給付を完了する前に、前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行い、発注者に対して民法（明治 29 年法律第 89 号）第 467 条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成 10 年法律第 104 号。以下「債権譲渡特例法」という。）第 4 条第 2 項に規定する通知又は承諾の依頼を行った場合、発注者は、次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。
 - (1) 発注者は、請負者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し又は譲渡対象債権金額を軽減する権利を保留すること。
 - (2) 請負者から売掛債権を譲り受けた者（以下「譲受人」という。）は、譲渡対象債権を前項ただし書に規定する者以外の者への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。
 - (3) 発注者は、請負者による売掛債権の譲渡後も、請負者との協議のみにより、納地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、譲受人は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、もっぱら請負者と譲受人の間の協議により決定されなければならないこと。
- 3 前項の場合において、譲受人が発注者に対して債権譲渡特例法第 4 条第 2 項に規定する通知又は民法第 467 条若しくは同項に規定する承諾の依頼を行った場合についても同様とする。
- 4 第 1 項ただし書に基づいて請負者が第三者に売掛債権の譲渡を行った場合においては、発注者が行う弁済の効力は、発注者が予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 42 条の 2 に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

（監督職員）

- 第 6 条 発注者は、この契約の履行に関し発注者の指定する職員（以下「監督職員」という。）を定めたときは、その氏名を請負者に通知するものとする。監督職員を変更したときも同様とする。
- 2 監督職員は、この契約書の他の条項に定める職務のほか、次に掲げる権限を有する。
 - (1) 契約の履行についての請負者又は請負者の管理責任者に対する指示、承諾又は協議
 - (2) この契約書及び仕様書の記載内容に関する請負者の確認又は質問に対する回答
 - (3) 業務の進捗状況の確認及び履行状況の監督

（作業従事者名簿の提出）

- 第 7 条 請負者は、契約締結後速やかに別紙 1 「作業従事者名簿」を提出するものとする。

（作業実施報告の提出）

- 第 8 条 請負者は、毎月の実施状況を取りまとめ、様式 1 「監物台樹木園運營業務作業実施記録簿」及び様式 2 「作業日誌」を翌月の 10 日までに発注者に提出しなければならない。

(検査)

第9条 請負者は、この契約に基づく1ヶ月間の給付を完了したときは、第7条に定める作業実施報告により検査を受けるものとする。

2 検査に不合格の場合は、直ちに発注者の指示により手直しを行い、再度検査を受けるものとする。

(履行を怠った場合)

第10条 請負者が第3条に定める給付を怠ったときは、違約金として発注者が指示した期限の翌日から給付を完了した日までの日数に応じ、委託金月割額に対し年3.00%の割合で計算した金額を発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

2 請負者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、請負者は当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、民法第404条第4項に規定する各期における法定利率を乗じて計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(電気、水道料の負担)

第11条 請負者が作業のため必要とする電気及び水道の使用料金は発注者の負担とする。

(施設、物品保全の義務)

第12条 請負者は、この業務の実施にあたり発注者の建物、工作物及び物品等を善良な管理者の注意をもって取扱わなければならない。また、請負者は、これらを発注者に返還すべきときは、これらを原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第13条 請負者(請負者の使用人含む。)は不可抗力による場合を除き、建物等を破損または滅失した場合は、発注者の認定するところによりその賠償を弁償するものとする。

(業務責任者、作業従事者の通知)

第14条 請負者は、本業務の着手にあたり、業務責任者及び作業従事者の名簿を発注者に提出するものとする。また、作業従事者に変更が生じた場合も同様とする。

2 作業従事者は、身元確実なものであって、素行上いかがわしい者を使用してはならない。

(請負代金の支払)

第15条 請負代金は、第8条の検査に合格した後、別紙2の「支払内訳書」に基づき、該当月分に係る金額を発注者が承認した書式にて支払請求書を発注者に提出して支払を受けるものとする。

2 発注者は、前項の支払請求書を受領した日から30日以内にこれを支払わなければならない。

3 発注者が、前項の期限内に代金を支払わない時は、期間満了の翌日から支払った日までの日数に応じ、契約金額に対し、政府契約の支払い遅延に対する遅延利息の率を定める告示により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を、遅延利息として請負者に支払うものとする。

ただし、100円未満の端数は切捨て、総額が100円未満の場合は支払を要しない。

(一括委任又は一括下請負等の禁止)

第 16 条 請負者は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

なお、主たる部分とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。

- 2 請負者は、効率的な履行を図るため、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせること（以下、「再請負」という。）を必要とするときは、あらかじめ書面により発注者に協議し、発注者の承認を得なければならない。ただし、再請負ができる業務は、原則として契約金額に占める再請負金額の割合（「再請負比率」という。以下同じ。）が 50 パーセント以内の業務とする。
- 3 請負者は、前項の承認を受けた再請負について、その内容を変更する必要があるときは、同項に規定する様式に必要事項を記入して、あらかじめ発注者の承認を得なければならない。
- 4 請負者は、再々請負（再々請負以降の請負を含む。以下同じ。）を必要とするときは、再々請負の相手方の住所、氏名及び業務の範囲を記載した書面を、第 2 項の承認の後、速やかに、発注者に届け出なければならない。
- 5 請負者は、再請負の変更に伴い再々請負の相手方又は業務の範囲を変更する必要がある場合には、第 3 項の変更の承認の後、速やかに前項の書面を変更し、発注者に届け出なければならない。
- 6 発注者は、第 2 項の書面の届出を受けた場合において、この契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、請負者に対し必要な報告を求めることができる。
- 7 再請負する業務が請負業務を行う上で発生する事務的業務であって、再請負比率 50 パーセント以内であり、かつ、再請負する金額が 100 万円以下である場合には、軽微な再請負として第 2 項から前項までの規定は、適用しない。

(談合等の不正行為に係る解除)

第 17 条 発注者は、この契約に関し、請負者が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することが出来る。

- (1) 公正取引委員会が、請負者又は請負者の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条又は第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第 7 条の 2 第 18 項若しくは第 21 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (2) 請負者又は請負者の代理人（請負者又は請負者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。
- 2 請負者は、この契約に関して、請負者又は請負者の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第 18 条 請負者は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、発注者が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければ

ばならない。

- (1) 公正取引委員会が、請負者又は請負者の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、請負者又は請負者の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会が、請負者又は請負者の代理人に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 請負者又は請負者の代理人（請負者又は請負者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 請負者は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があるとき。
 - (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、請負者又は請負者の代理人（請負者又は請負者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 請負者が発注者に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 請負者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、請負者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、民法第404条第4項に規定する各期における法廷利息率を乗じて計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。
- 4 請負者は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 5 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（契約の解除）

- 第19条 次の各号の一に該当するときは、発注者はこの契約を解除することができる。この場合請負者は、違約金として委託代金の100分の10に相当する金額を発注者が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 請負者の責に帰すべき事由により契約上の義務を履行せずまたは履行する見込みがないと発注者が認めたとき。
 - (2) この契約に関し、請負者が不正行為をしたと発注者が認めたとき。
- 2 請負者は、発注者の責に帰する理由により契約の履行が困難となったときは、この契約を解除することができる。
- この場合、請負者に損害があるとき発注者はこれを弁償するものとし、損害額は発注者と請負者が協議のうえ定めるものとする。

（債権債務の相殺）

- 第20条 この契約により請負者から発注者に支払うべき債務が生じたときは、発注者

の支払うべき債務と相殺することができる。

(秘密の保持)

第 21 条 発注者及び請負者は、本契約業務履行を通じて知り得た相手方の業務上の秘密を外部に漏らし、又は、他の目的に利用してはならない。本契約業務の履行に当たる請負者の使用人も同様の義務を負い、この違反について請負者はその責を免れない。

(契約外の事項)

第 22 条 この契約書に定めていない事項については、必要に応じ発注者と請負者が協議して定めるものとする。

(紛争の解決方法)

第 23 条 この契約について紛争を生じたときは、第三者のあっ旋又は調停により解決するものとする。

(暴力団排除に関する特約条項)

第 24 条 別紙「暴力団排除に関する特約条項」のとおり。

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 発注者（発注者をいう。以下同じ。）は、請負者（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 発注者は、請負者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 請負者は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 請負者は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 請負者は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 発注者は、請負者が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第5条 発注者は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより請負者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 請負者は、発注者が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第6条 請負者は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を発注者に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

作業従事者名簿

氏名	住所	備考

上記のとおり作業従事者名簿を提出します。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

九州森林管理局長 殿

請負者

住所

氏名

支払内訳書

月 分	金額 (税込み)
4	円
5	円
6	円
7	円
8	円
9	円
10	円
11	円
12	円
1	円
2	円
3	円
計	円

年 月分

監物台樹木園運営業務作業実施記録簿（常時作業：令和8年度監物台樹木園開園日カレンダーのとおり）

様式1

作業種	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
① 正門開閉																															
② 建物清掃																															
③ トイレ清掃																															
④ 歩道等の清掃																															
⑤ 園内ベンチ等の清掃																															
⑥ 閉園放送																															
⑦ 園内巡視																															
⑧ 季節の花木撮影外																															
⑨ 雑役務その他																															

年 月分

監物台樹木園運営業務作業実施記録簿（定期作業：年4回）

作業種	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
建物の窓清掃																															
園内歩道等の清掃																															
写真撮影																															

監督員	

作 業 日 誌

種別	作業種	令和 年 月 日 ()
常 時 作 業	正門の開閉	
	建物清掃	
	トイレ清掃	
	歩道等の清掃	
	園内ベンチ等 の清掃	
	閉園放送	
	園内巡視	
	季節の花木撮 影外	
	雑役務その他	
定 期 作 業	建物窓清掃	
	園内歩道等の 清掃	
	写真撮影	

注) 当日の作業毎に記載すること。

確認者： _____